

箕面市営住宅 空き家入居申込みの案内

牧落住宅

一般世帯向け住宅 4戸

受付 期間

令和7年(2025年)4月16日(水)
～令和7年(2025年)4月30日(水)
午前8時45分～午後5時45分

(ただし、土・日曜日・祝日を除く)

受付 場所

箕面市営住宅管理センター

ご注意：箕面市役所ではありませんので、
確認の上、お越してください。
郵送による受付はいたしません。

公開 抽選

令和7年(2025年)5月22日(木)
午前10時～
箕面市立市民会館
2階 大会議室1

入居 時期

令和7年(2025年)6月中旬
～令和7年(2025年)7月下旬予定

〈問い合わせ先〉

日本管財株式会社 箕面市営住宅管理センター

TEL 072(734)7771 FAX 072(734)7866

目 次

1. 募集住宅の概要	P 2
2. 申込資格等	P 3
3. 申込みの無効・失格	P 3
4. 申込み受付	P 4
5. 公開抽選	P 6
6. 入居資格審査	P 7
7. 申込みから入居まで	P 8
8. ご注意	P 9
9. 内覧会	P 9
資料 1 单身申込資格	P 10
資料 2 月収額の計算のしかた	P 11
(1) はじめに	P 11
(2) 控除額の計算のしかた	P 12
(3) 月収額の計算のしかた (その1) 給与所得者の場合	P 13
(4) 月収額の計算のしかた (その2) 年金所得者の場合	P 14
(5) 月収額の計算のしかた (その3) その他の所得者の場合	P 15
資料 3 申込書の書きかた	P 16
資料 4 記入例	P 17

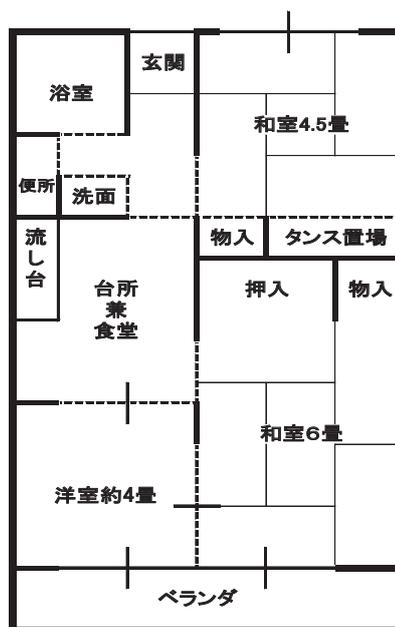
1. 募集住宅の概要

○空き家入居者募集

(1) 住宅概要

- ・ 団地名 牧落住宅
 - ・ 所在地 箕面市牧落5丁目19番
 - ・ 交通 阪急電鉄「桜井駅」徒歩約15分
阪急バス「牧落」バス停 徒歩約4分
 - ・ 規模・構造 鉄筋コンクリート造 7階建て
※エレベーターはありません。
- ※出入口は1階と3階の2箇所あります。
- ・ 建設年度 昭和43年度

(2) 付近見取り図及び参考間取り図



(3) 募集区分及び戸数、家賃

募集区分	一般世帯向け
募集住戸	303号、407号、603号、607号
規 格	3DK
専有面積	44.25㎡
家 賃	28,000円
入居補欠者	2名

・ 敷金は、入居時家賃の3ヶ月分です。

・ 家賃は、今後改定することがあります。

・ 入居補欠者とは、今後、牧落住宅で空き家が発生した場合に入居順序に従い、入居できるかたのことです。なお、有効期間は抽選日から3年です。

※浴室のスペースはありますが、浴槽・風呂釜の設備はありませんので入居者ご自身で設置してください。

※エレベーターはありませんが、3階からの出入りは可能です。

※303号室は洋室のみの間取りになります。（和室はありません）

2. 申込資格等

牧落住宅に応募されるかたは、申込み時において、**申込資格の全ての条件**を満たしていなければなりません。

◇◇◇ ご 注 意 ◇◇◇

- 1) 入居までに入居資格に該当しなくなったときは、入居できません。
- 2) 親族とは配偶者並びに6親等以内の血族及び3親等以内の姻族のことをいいます。
- 3) 暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

申 込 資 格

(1) 申込み本人が箕面市内に住んでいるか勤務をしているかた

- ・住民票の写しや、在職していることが確実であることを証明する書類が資格審査時に必要です。

(2) 家賃及び敷金を支払うことができるかた

- ・給与収入・各種年金・事業所得などの収入がなければなりません。

(3) 保証人があるかた

- ・保証人は、入居（同居）しない方、入居者と同程度以上の収入のあるかたが**2名**必要です。

(4) 同居しようとするかたがあるときは親族に限ること

- ・婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるかた、その他婚姻の予約者を含みます。
- ・**10ページ**の「単身申込資格」に該当されるかたは、単身で申込みことができます。

(5) 現に住宅に困っておられるかた

- ・借りている住宅が古く傷んでいる、災害の危険がある、通勤に不便、他の世帯と同居している、住宅が狭い、設備が不十分、正当な理由による立退きの要求を受けている、家賃が高い、高齢者世帯と親族との近居を希望など。
- ・同居されるかたを含め持家のかた、または現在箕面市の市営住宅にお住まいのかたは原則として申し込めません。

(6) 過去において

- ・過去に市営住宅に入居していたかたについては、不正な使用をしたことがないこと。（無断退去、家賃滞納など）

3. 申込みの無効・失格

次のような場合は申込を無効とします。受け付けたあと当選しても失格となります。

- (1) 申込書などに不正の記載があったとき。
- (2) 入居申込資格がないとき。（収入基準を満たさないかた、世帯構成が入居資格に当てはまらないかたなど）
- (3) 1世帯（婚約者との申込みも1世帯とする）で2通以上申込み（重複申込）したとき。
- (4) 入居手続き時の必要条件を満たせなかったとき。
- (5) 申込本人及び同居しようとするかたが暴力団員であるとき。

4. 申込み受付

※郵送での受付はいたしませんのでご了承下さい。

〔日 時〕 令和7年4月16日(水)～令和7年4月30日(水)
午前8時45分から午後5時45分まで(土・日曜日・祝日を除く)

〔場 所〕 箕面市営住宅管理センター
(管理センターの地図は5ページを参照)
* 管理センターには専用駐車場はございませんので、お近くの
有料駐車場等をご利用ください。

ご注意：箕面市役所ではありませんので、
確認の上、お越してください。

〔申込みに必要な書類〕

1. 市営住宅入居申込書

(同封の抽選番号通知書(はがき)に85円切手を必ず貼ってください)

2. 収入を証明する書類(令和7年4月30日時点で16歳以上のかた全員分必要)

令和6年度(2024年度)(令和5年分所得)市府民税課税証明書(市役所市税総合窓口などで交付、生活保護受給者は箕面市総合保健福祉センター1階にて生活保護受給証明書を発行)

* 令和5年1月1日以降、勤務先などが変わらなかったかた
令和6年度の課税証明書

* 令和5年1月2日以後に就職又は事業を開始されたかた、又は退職されたかた、
若しくは変更されたかた

- ・ 給与等支払証明書
- ・ 事業収入申告書
- ・ 雇用証明書(申込時点で給与の支払を一度も受けていないかたで、支給予定金額が記載されたもの)
- ・ 退職日の確認できる書類(退職証明、離職票等)

3. 婚約者との申込みのかたは婚約証明書

4. 親族には内縁関係にある方や性的マイノリティでパートナーシップ関係にあるかた(以下、「パートナーシップ関係にあるかた」という)を含みます。

内縁関係のかたは、その関係が住民票で確認できる場合に限りです。

パートナーシップ関係にあるかたは、その関係が大阪府がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限りです。

【申込受付場所】
日本管財株式会社 箕面市営住宅管理センター

ご注意：箕面市役所ではありませんので、
確認の上、お越してください。

※管理センターには専用駐車場はございませんので、
お近くの有料駐車場等をご利用ください。

〒562-0003
箕面市西小路5丁目5番1号 ハイツ・マルコマ1階
TEL 072-734-7771 FAX 072-734-7866



5. 公開抽選

〔日 時〕 令和7年5月22日(木) 午前10時～

〔場 所〕 箕面市立市民会館 2階 大会議室1
(箕面市役所の横。場所は下記地図参照)

- ・抽選番号通知書によって通知した応募者のみなさんの抽選番号の玉を抽選器に入れ、抽選いたします。
- ・当日会場に来られたかたの中から、抽選をお手伝いしていただくかたを選出し、抽選器を回していただきます。(当日お時間に余裕のあるかたは、出来るだけご参加ください。代理のかたも参加できます。)
- ・まず、当選者を決定し、その後、入居補欠者1位、2位を決定します。
- ・抽選の結果は、箕面市営住宅管理センター内の掲示板及びホームページ、また、市役所みどりまちづくり部営繕室のホームページ及び市役所別館4階掲示板でお知らせするとともに、当選者(4名)及び入居補欠者(2名)に通知します。

【抽選会場地図】



6. 入居資格審査

② 当選されたかたには、資格審査（面接）を受けていただきます。

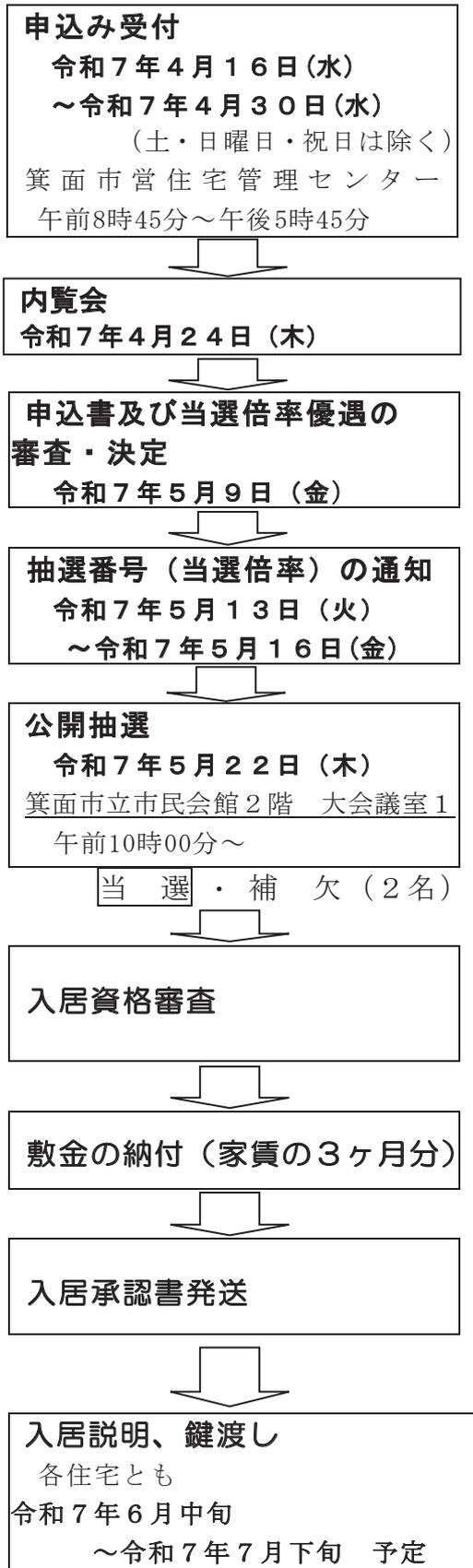
②指定した日時に必要書類を持参して、箕面市営住宅管理センターまでお越しいただきます。

〔必要書類〕

- ・同居家族全員の住民票の写し（続柄入り）
- ・同居家族全員の健康保険被保険者証の写し
- ・抽選番号通知書
- ・その他必要な書類

③ また、資格審査後に請書（契約書）をお渡ししますので、後日記入押印し、必要書類を添付してご提出ください。

7. 申込みから入居まで



申込みに必要な書類について、詳しくは7ページをご覧ください。

1. 市営住宅入居申込書
2. 収入を証明する書類(収入のある人全員分)
3. 婚約者との申込みのかたは婚約証明書

AM10:00~11:00に行います。

入居申込書と提出された書類の審査により、抽選番号を決定します。

抽選番号通知書を郵送し、抽選番号を通知します。

当日、会場に来られたかたに、抽選器を回していただき、玉の番号を確認していただきます。(まず、当選者を決定し、その後入居補欠者2名を選出します。)

当選したかたには、指定した日に必要な書類を持参していただき、資格審査(面接)を受けていただきます。

審査の結果、入居資格があると確認できれば、敷金(家賃の3ヶ月分)を納付していただきます。

入居資格の審査による入居資格の確認及び敷金の納付済みを確認のうえ、入居承認書を発送します。

入居手続及び入居後の注意事項についての説明をします。

説明終了後、住戸の確認をして頂き「鍵」を渡します。

8. ご 注 意

- (1) 入居のときに申込書に記載したかた全員が原則として同時に入居できることが必要です。
- (2) 申し込みをされた市営住宅へ入居した後は、入居者全員が当該住宅に速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に異動してください。
- (3) 申込み後、同居親族に変更（死亡・出生の場合は再審査を行います。）があった場合は入居できません。
- (4) 市営住宅では、犬や猫などの動物を飼うことはご近所の迷惑となりますので、飼うことはできません。
- (5) 入居後は、“市営住宅のしおり”を厳守していただきます。
- (6) 婚約者との申込みの場合は婚姻後直ちに「婚姻届の受理証明書」を提出していただきます。婚約者が変わった場合は無効、失格となり、入居できません。
- (7) 箕面市では、市営住宅の入居者等の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団員である場合には入居資格を認めません。
このため、当選された場合には、本人及び同居者が暴力団員であるかどうかについて箕面警察署に照会しますので、入居者及び同居者は同意していただくうえでお申し込み下さい。

9. 内 覧 会

日 時	令和7年4月24日（木）
	AM10時～11時
住 宅	牧 落 住 宅 303号、407号、603号、607号

上記時間に内覧会を実施いたします。ご希望の方は、上記時間にお越しください。なお、上記時間以外の内覧会は実施しておりません。

資料 1

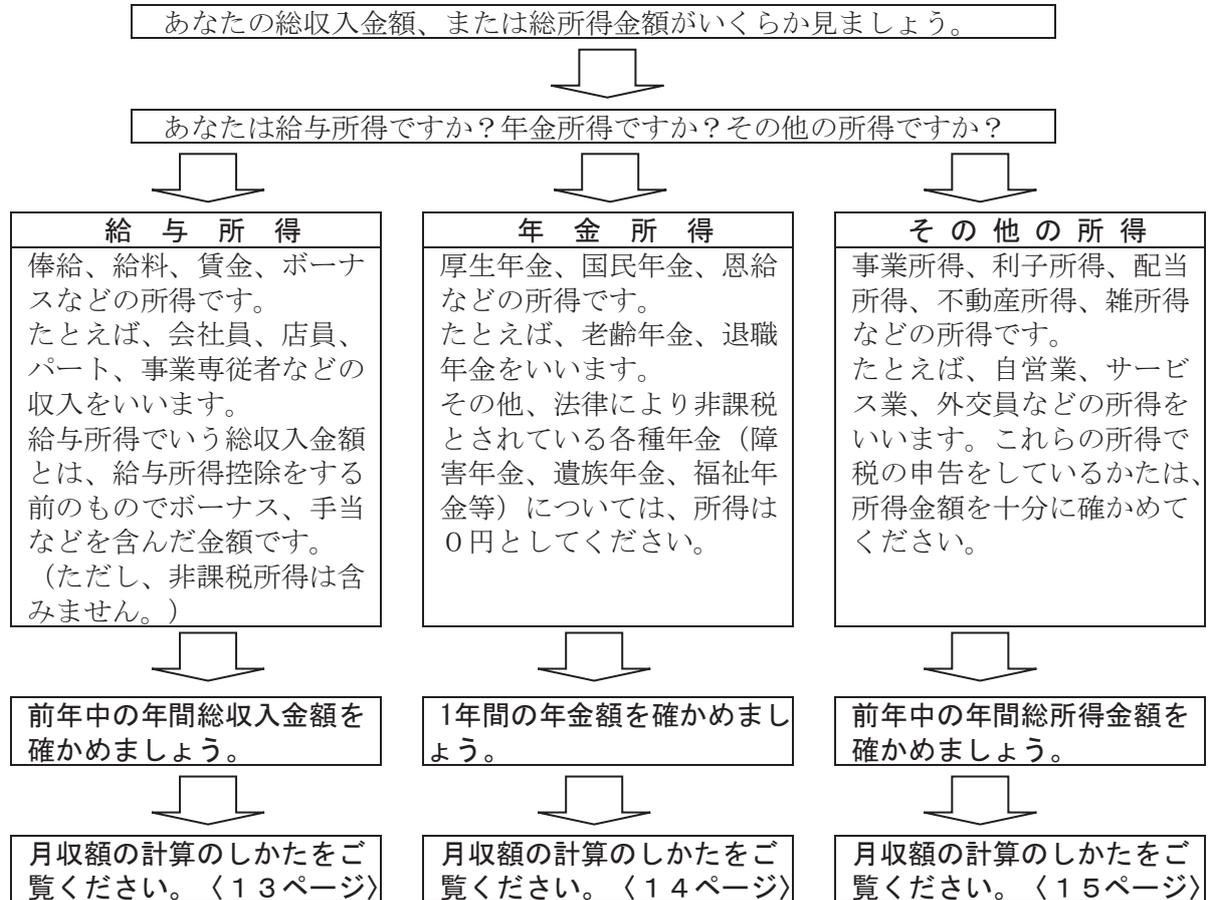
単身申込資格

1 人暮らしができるかたで、次のいずれかに該当する単身者

対 象 者		申 込 要 件
1	年齢が60歳以上の かた	(注) 年齢については、募集期間末日（令和7年4月30日）の満年齢 です。
障 害 者	イ 身体障害	身体障害者手帳の交付を受けているかた
	ロ 精神障害	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた、又は現に医療に あたり、当該精神障害者の事情に精通する精神科医により、同程度 の障害があると診断されたかた
	ハ 知的障害	療育手帳の交付を受けているかた、又は同程度の障害を有すると子 ども家庭センター若しくは大阪府障害者自立相談支援センターの長 により判定されたかた
3	生活保護受給者	生活保護を受けているかた
4	DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶 者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のい ずれかに該当するかた ①配偶者暴力防止法等第3条第3項第3号の規定による婦人相談所 （当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護又は同法 第5条の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して 5年を経過していないかた ②配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命 令又は接近禁止命令の申立てを行ったかたで当該命令がその効力を 生じた日から起算して5年を経過していないかた （注：①については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、 また、②については、裁判所が命令した保護命令の写しが必要です。）
5 そ の 他	イ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けているかたで、その障害の程度が特別項症か ら第6項症まで又は第1款症のかた
	ロ 原子爆弾 被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による 厚生労働大臣の認定を受けているかた
	ハ 海外からの 引揚者	海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の 発行する永住帰国者証明書）の交付を受けているかたで、本邦に引き 揚げた日から起算して5年を経過していないかた
	ニ ハンセン病 療養所入所 者等	平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所 に入所していたかた

月収額の計算のしかた

- (1)はじめに
最初にどの所得に当たるか見てみましょう。



【注意事項】

①所得としないもの

生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）などの非課税所得については所得0円で計算してください。

②退職予定の場合

申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する

人で、以後無職、無収入となる人の収入は0円として計算してください。

③勤務することが確実なかたの場合

勤務開始後、1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。

④求職中の場合

申込み末日時点で職の決まっていなかつたかたは、収入は0円として計算してください。

(2) 控除額の計算のしかた

控除額を調べてみましょう

この中の該当する控除額を計算しましょう

控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族 38万円× 人	円
寡婦(夫)控除	寡婦(夫)であって所得のあるかた 27万円× 人 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)	円
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合 10万円× 人	円
特定扶養控除	扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合 25万円× 人	円
障害者控除	障害者がある場合 27万円× 人	円
特別障害者控除	特別障害者がある場合 40万円× 人	円
控 除 額 合 計		円

※入居申込に関する年齢は、令和7年4月30日時点での満年齢です。

*寡婦(夫)…次に該当するかた

- ・夫と死別、離婚した後婚姻をしていないかた、夫の生死が明らかでないかた又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていないかたで扶養親族のあるかた
- ・夫と死別した後婚姻をしていないかた又は夫の生死が明らかでないかたで、年間所得金額が500万円以下のかた
- ・妻と死別、離婚した後婚姻をしていないかた、妻の生死が明らかでないかた又は婚姻によらないで
- ・父となり現に婚姻をしていないかたで、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下のかた

*特定扶養対象者…次に該当するかた

- ・扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満であり、年間の合計所得金額が38万円以下であり、
事業専従者でないかた

*障害者…次に該当するかた

- ・身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ・戦傷病者手帳の交付を受けているかた
- ・知的障害者更正相談所等により知的障害と判定されたかた
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた

*特別障害者…次に該当するかた

- ・身体障害者手帳の交付を受けているかたで1級又は2級に該当するかた
- ・戦傷病者手帳の交付を受けているかたで特別項症から第3項症までに該当するかた
- ・知的障害者更正相談所等により重度の知的障害と判定されたかた
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたで1級に該当するかた

(3)月収額の計算のしかた (その1)

給与所得者の場合は このページで月収額を計算してみましょう

表-1 年間総収入の計算

年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などをあわせた税込みの金額です。
就職時期に合わせて該当する欄を見て計算してください。

あなたが仕事を始めた時期	計 算 の し か た
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務しているかた	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務しているかた	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならないかた	勤務した翌月から申込みの月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 勤務した翌月から申込みの月の前月までの月数 = 1年間の推定総収入金額
④ 現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給料を受けていないかた	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

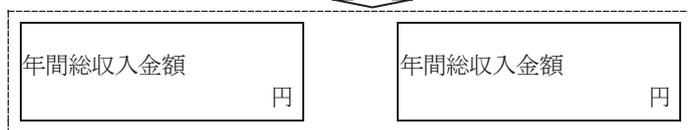
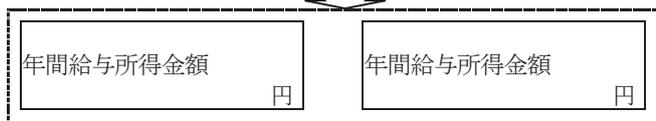


表-2 総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年 間 総 収 入 金 額	年 間 給 与 所 得 金 額	
551,000円未満	年間給与所得 = 0	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	= 年間給与所得
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = ,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAに当てはめてください。	A × 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満		A × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9	- 1,100,000円
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	



↓ ÷ 12



(4) 月収額の計算のしかた (その2)

年金所得者の場合は

このページで月収額を計算してみましょう

表-3 年間総収入の計算

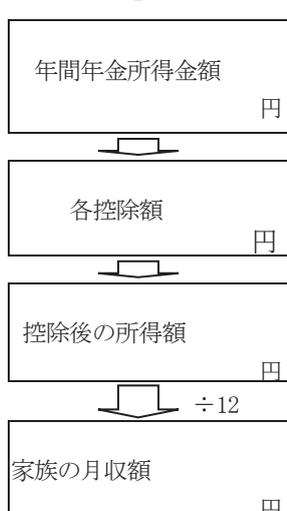
① 引続き1年以上年金を支給されているかた	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
② 年金を支給されて、まだ1年にならないかた	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)



表-4 年間総収入金額から、年間年金所得金額を計算する方法

年間総収入額 (A)		年間年金所得金額	
65歳以上のかた	110万円以下	年間年金所得 = 0	
	110万円以上 330万円未満	(A) - 110万円	—最高10万円※
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	—10万円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	770万円以上 1000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	
65才以下のかた	60万円以下	年間年金所得 = 0	
	60万円以上 130万円未満	(A) - 60万円	—最高10万円※
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	—10万円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	770万円以上の方	(A) × 0.95 - 145万5千円	

※10万円未満のときはその金額



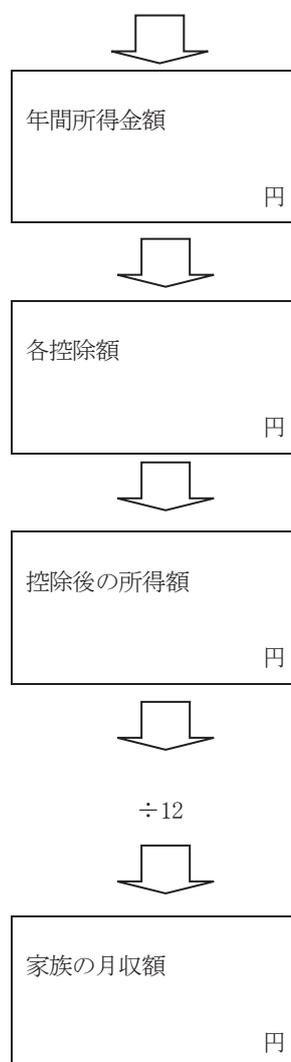
(5) 月収額の計算のしかた (その3)

その他の所得者の場合は

このページで月収額を計算してみましょう

表-5 年間総所得金額の計算

開業等の時期	計算のしかた
① 前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしているかた	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めたかた	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する 収入期間のとり方については、「給与所得者の場合」(13ページ)の例にならってください。



資料 3

申込書の書きかた

17ページの記入例を参照してください。

- ① 市営住宅名の欄に応募する住宅及び部屋番号等を記入してください。
(牧落住宅 ○○○号)
- ② 申込み日を記入してください。
- ③ 募集種別の欄は、一般の左の□にチェックをしてください。
- ④ 押印の無いものは、受付できませんので注意してください。
- ⑤ 住宅に入居しようとするかた全員（申込者も含む）を記入してください。
- ⑥ 申込時点での同居、別居の別を○で囲んでください。
- ⑦ 働いているかたは勤務先、働いていないかたは、“なし”と記入してください。
- ⑧ 収入のあるかたの年間総所得金額を記入してください。

(市・府民税課税所得証明書の「所得合計金額」又は、市・府民税特別徴収税額の通知書の「総所得金額」欄の金額、給与所得の源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」です。)

- ⑨ 控除区分に該当するかたは、○で囲んでください。

ひと	—	ひとり親控除
寡	—	寡婦（夫）控除
同配	—	同一生計配偶者控除
老扶	—	老人扶養控除
障	—	障害者控除
特障	—	特別障害者控除
特扶	—	特定扶養控除

- ⑩ 住宅には同居されないが、申込者が現に所得税法上の扶養控除の適用を受けているかたがおられる場合は、そのかたについても記入してください。
- ⑪ ⑩のかたの住所を記入してください。
- ⑫ 控除対象者の人数を記入してください。
- ⑬ 現在の住宅の状況を記入してください。

※ 年間総所得金額を記入してください。

※ 控除額を記入してください。控除の種類と控除額は、12ページをご覧ください。

※ 記入例は、配偶者、子ども1人で同居及び扶養親族が2人と障害者控除、特定扶養控除（38万円＋38万円＋27万円＋25万円＝128万円）となります。

※ 計算後の申込家族の月収額を記入してください。

資料 4

様式第1号 (第4条関係)

※の欄は記入しないでください。

市営住宅入居申込書

(あて先) 箕面市長

②

令和7年4月〇〇日

この申込書の記載内容が事実と相違するときは申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて箕面警察署長の意見を聴くことに同意の上、次のとおり申し込みます。

③

募集種別		<input checked="" type="checkbox"/> 一般		<input type="checkbox"/> 高齢者・障害者 (<input type="checkbox"/> 車いす常用・ <input type="checkbox"/> その他)					
申込者	住所	(〒 562 - 0003) 箕面市西小路4-6-1		フリガナ	勤務先				
	フリガナ	ミノオ タロウ			勤務されているかたは記入してください。				
	氏名	箕面太郎		所在地	電話 (〇〇〇)△△△-××××				
		個人番号 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 電話 ()							
⑤ 市営住宅に入居しようとするかた	フリガナ (氏名) (個人番号)	続柄	生年月日	年齢	同居別居の別	勤務先(会社名)	就職年月	年間総所得金額	控除区分 (〇で囲む。)
	ミノオ タロウ 箕面太郎 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	本人	昭和 46. 5. 1	53	⑥	⑦ 勤務先を記入	平成4年4月	⑧ 2,920,000 円	⑨ 寡・ひとり 障・同配 老扶・特障 特扶
	ミノオ ハナコ 箕面花子 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	妻	昭和 49. 6. 1	50	同・別	なし		0 円	寡・ひとり 障・同配 老扶・特障 特扶
	ミノオ ケンタ 箕面健太 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)	子	平成 19. 8. 1	17	同・別	高校生		0 円	寡・ひとり 障・同配 老扶・特障 特扶
	()				同・別				寡・ひとり 障・同配 老扶・特障 特扶
	()				同・別				寡・ひとり 障・同配 老扶・特障 特扶
					同・別				寡・ひとり 障・同配 老扶・特障 特扶
遠隔地扶養親族氏名 ⑩			住所 ⑪						
控除対象者	同居及び扶養親族	寡婦(夫)	ひとり親	同一生計配偶者で70歳以上の者	老人扶養	障害者	特別障害者	特定扶養	
	⑫ 2人	人	人	人	人	1人	人	1人	人
年間総所得金額			控除額			申込家族の月収額			
2,920,000円			1,280,000円			÷ 12 = 136,666円			

次の(1)から(5)までの質問にお答えください。(当てはまるものに〇印をつけ、必要事項を記入してください。)

⑬

(1) いま住んでいる住宅の種類 ア 自宅 イ 親族の持家 ウ 借家(アパート・文化住宅・マンション一戸建) エ 社宅・寮 オ 公営住宅 カ 公社・公団住宅 キ その他 ()	(4) 申込者と市営住宅に入居しようとするかたの中に家屋の所有者が ア いる イ いない (注) アに〇印をされたかたは、市営住宅入居前に市営住宅に入居しようとするかた以外に所有権を移転する必要があります。
(2) 家賃 84,000円	(5) 住宅に困っている理由 ア 住宅が古く傷んでいる イ 災害の危険がある ウ 通勤に不便 エ 他の世帯と同居している オ 住宅が狭い カ 設備が不十分
(3) 現在の家族構成 3人 本人 配偶者 子ども 父・母 兄弟姉妹・その他 ()	キ 正当な理由による立退きの要求を受けている ク 家賃が高い ケ 高齢者世帯と親族との近居を希望 コ その他

